

大阪損保革新懇ニュース

大阪損保革新懇事務局
 大阪市中央区道修町3-3-10
 大阪屋道修町ビル3F
 06-6232-1095

福島県産物を積極的に買おう

放射能と“健康・食”を考える講演会に57名

4月19日(木)アイクルの部屋において「2012震災と原発を考えるシリーズ第2弾」の講演会を開催し57名が参加しました。野村英隆代表世話人の開会挨拶のあと、池永満生・京都大学名誉教授が「放射能と“健康・食”を考える」と題し1時間にわたって講演しました。講演のあとは恒例の懇親会を開催。手作り料理に舌つづみを打ちながら、講師への質問を交えて楽しく懇談しました。池永さんは社会福祉法人「心愛」の理事長として障害者福祉にも携わっておられ、施設で製造されたクッキーやパイを持参されました。コンクールで優勝した逸品で、即完売となりました。

講師：池永満生さん(京都大学名誉教授)

池永さんは「本年4月1日から食品、牛乳、飲料水などに含まれる放射性セシウムの基準が改正され、基準値の上限まで汚染された食品を、1年間食べ続けても、内部被ばくによる被ばく線量が1ミリシーベルト以下となるように設定された。食品由来の体内被ばくが1年間に1ミリシーベルト以下であれば、ガンで死亡するリスクがわずか高くなるかも知れないが、気にすることはない」と考える立場である。つまり大丈夫だと考えてよいと切りだしました。

その根拠は以下のとおりです。

- ①この数値は、国際放射線防護委員会(ICRP)がより規制を厳しくする立場から基準を設定したものである。被ばく線量が200ミリシーベルト以上だとガンで死ぬリスクは被ばく線量の増加と共に増加することが専門家の間で合意されている。しかし100ミリシーベルト以下ではガン死亡リスクが増加するか否かがわからない。専門家の中でも意見が分かれている。しかし国際放射線防護委員会では、科学的に証明されていなくてもより規制を厳しくする立場から、100歳まで生きるとして、最低値・年間1ミリシーベルトと言う値をはじきだし、これが「被ばく限度」として勧告した。
- ②現実には放射能汚染食品を1年間食べ続けることは考えられない。一番食欲旺盛な13~18歳の男子でも年間0.94ミリシーベルトである(池永さんの試算では0.86mSv)。



講師の池永満生さん

- ③同じ被ばく線量でも慢性被ばくは急性被ばく(原爆などの瞬時の被ばくの場合)より影響が少ない。慢性被ばくのリスクは急性被ばくのリスクの3分の1であることがマウスの実験で分かっている。

- ④我々は自然界の放射能から年間2.4ミリシーベルトを被ばくしている。日本は鉱山もなく岩石に含まれているウランの量は世界平均より少ない。よって日本では自然界の放射能からの被ばく線量は1年間に1.5ミリシーベルトである。食品からの体内被ばくが「被ばく限度」である年間1ミリシーベルトの100分の1程度の被ばく量であればまったく気にすることはない。

最後に池永さんは、「福島県の農産物を積極的に購入しよう。今回の原発事故によって福島の人たちが被った被害は余りにも大きい。(P2へつづく)

(P1からのつづき)

福島の人たちだけでは回復できない。日本中が助け合わねばならない。マスコミはただ『危ない』と、根拠もないのに恐怖心をあおり『風評被害』を作りだしている。

基準値以下の福島の農産物・畜産物・水産物を毎日のように食べても、発ガンリスクが増加することはない。大切なのは、科学的に検証し正しくものごとをとらえること」と強調。

「われわれ関西に住んでいる者が本来毎日でも出来ることは、福島の農産物・畜産物・水産物などを積極的に買うことである。イオンなどのスーパーでは販売していないから個人の力では無理である。

何か団体（NPO法人でも何でもよい）として計画していこう」と講演を締めくくりました。



質問がとびかう懇親会

橋下・維新の会「改革」とは？

講演会：今、改めてその
ねらいと本質を学ぶ（仮題）

7月12日(木) 6:30～

会場：アイクルの部屋

講師：成瀬明彦さん
大阪市役所フォーラムマネージャー
(元大阪市役所労組委員長)

参加費：500円
懇親会費：1500円

近畿財務局へ要請行動

「代理店問題プロジェクト」は、「みどうすじ総行動」の一環として3月15日に近畿財務局を訪問、金融庁への要請文書「損保産業が真に『社会的役割』を果たせるように一代理店の立場から訴えますー」を提出しました。さらに、4月13日にはその回答を受け意見交換を行いました。

「プロジェクト」代表は、代理店手数料率の一方的な切り下げがますますひどくなってきていること、とりわけ、大災害での損保会社の収益悪化を理由にした手数料削減が予想されることを強調し、その改善を要請しました。

東日本大震災では、多くの代理店が、自らが被災しながらも契約者の安否確認と保険金支払いの援助に全力を挙げてきました。しかし、東日本大震災を理由とした手数料削減は代理店のその思いをも踏みにじるものであること、損保会社も大変だろうが代理店にも従業員とその家族がいる、その生活も支えなくてはならない、ことも申し添えました。

金融監督第三課の損保担当者からは、「代理店の手数料率の問題ではいろいろ起こっているとの認識は金融庁にあります。本日のお話はメモにして必ず金融庁に伝えます」との回答が寄せられました。

その後4月20日に行われた東京での金融庁要請行動では、金融庁から、「近畿財務局への申し入れ内容については報告を受けている。個々の会社の経営判断であり、コメントする立場にはないが、（他のルートでも）いろいろ問題があるということは聞いている」という回答がありました。

代理店手数料率の問題は、個々の会社だけの問題ではなく、また単に代理店だけの問題でもありません。損保産業全体の社会的役割の発揮にもつながる問題です。今後も社会的に運動を広げていく必要があります。

